

奈良県産業会館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十八号

奈良県産業会館管理規則の一部を改正する規則

奈良県産業会館管理規則（平成二十二年三月奈良県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第五号様式中「2・3」を「2」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際改正前の規則の規定による用紙で現に残存するものは、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間なお使用することができる。